

輸出環境整備推進事業

【293（293）百万円】

対策のポイント

諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のため、政府間交渉に必要な情報・データの収集等や民間団体等の取組に対する支援を行います。

<背景／課題>

- ・平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を着実に実行していくことが重要です。
- ・この輸出環境整備に向けた取組として、原発事故に伴って導入された諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の政府間交渉に必要な科学的データの収集や、現行では輸出先国で使用が認められていない既存添加物の登録申請等の輸出環境課題の解決に取り組む民間団体等への支援が重要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円（平成27年）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））)

<主な内容>

1. 政府間交渉のための情報収集分析

原発事故に伴って導入された諸外国における日本産農林水産物・食品の輸入規制等の輸出環境課題について、科学的データ等に基づく政府間交渉により解決していくため、政府間交渉に必要な情報・データの収集・分析を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 輸出環境課題の解決に向けた支援

また、日本産食品に多く含まれる既存添加物、畜肉エキスの使用が米国等で認められるために民間団体等が行うデータ収集等の取組を支援するとともに、平成28年9月から平成29年にかけて順次、細則が適用される予定となっている米国食品安全強化法（FSMA）に事業者が対応するための支援を行います。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：食料産業局輸出促進課（03-3501-4079）]